

衝撃検知装置

自動車が防護柵または橋梁に激突し、柵に異常が発生した時に直ちに駅に知らせ、柵の異常が著しい時には列車にも知らせる装置です。現在、国道1号架道橋(野江-関目間)と国道163号架道橋(関目-森小路間)に設置しています。

また、現地に設置しているカメラで監視も行っています。



▲163号架道橋



▲衝撃検知装置

安全対策／車両

運転士異常時列車停止装置

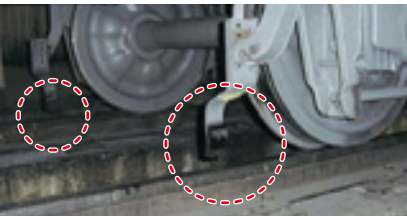
運転士の体調急変時などにおける安全を確保するため、ハンドルから手が離れると自動的に非常ブレーキが作動する運転士異常時列車停止装置を全車両に採用しています。また、車掌台には、緊急時に車掌が扱う非常ブレーキスイッチも装備しています。



▲手を放すと非常ブレーキが作動

排障器

昭和55年2月に発生した置石による脱線事故の教訓を活かし、線路上の障害物への対策として、全先頭車両に排障器および補助排障器を設置しています。



▲排障器

輪重測定装置

車両の検査は法的に定められた期間内(10日、3ヵ月、4年または走行距離60万km、8年以内)に実施しており、日々、安全運行に努めています。また車両の脱線に対する安全性を向上させる目的で、平成13年より車両基地内2カ所に輪重測定装置を設置しており、左右の車輪にかかる重量バランス(静止輪重差)を厳密に管理しています。



▲輪重測定装置

運転状況記録装置

万が一の事故が発生した場合に、その原因究明や再発防止策の立案に役立つため、時刻や速度などの列車の運転に関する基本情報、運転ハンドルやブレーキ操作などの運転士の操作に関する基本情報、ATSの動作状況などを記録する運転状況記録装置の設置を進めています。

ホーム検知装置

ヒューマンエラーによる扉事故を防止するため、3000系車両と10000系車両にホーム検知装置を設置しています。

万が一、車両がホームを行き過ぎて停車した場合や、ホームと反対側の扉を開けようとした場合に、扉が開かない仕組みになっています。



▲ホーム検知装置

連結間転落防止装置(外幌)

お客さまが乗車時に車両の連結間に転落される事故を防止するため、連結間転落防止装置を京阪線全車両に設置しています。



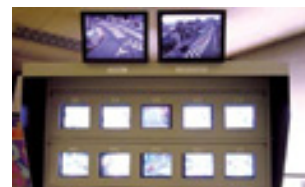
▲連結間転落防止装置

安全対策／大津線

併用軌道監視装置

京津線(浜大津駅~上栄町駅約800m)および石山坂本線(浜大津駅~三井寺駅約500m)で一部併用軌道(道路上に敷設された軌道)がある大津線では、交通停滞、不法

駐車などで電車の通行に支障をおよぼすことが多いため、道路監視用カメラ(11台)を設置し、運転指令所のモニターテレビ(10台)により電車の運行状況と道路状況を日々監視しています。



▲併用軌道監視モニターテレビ